

1

## 2 5 - 1 研修実施期間の評価

3

4 研修医は、2年間の研修期間について、以下に定める休止  
5 期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と  
6 認められるべきではない。

7

### 8 (1) 休止の理由

9 研修休止の理由として認められるものは、傷病、妊娠、出  
10 産、育児、その他正当な理由（研修プログラムで定められた  
11 年次休暇を含む）とするべきである。

12

### 13 (2) 最低履修期間等についての基準

14 研修期間（2年間）を通じた休止期間の上限は90日（研  
15 修機関（施設）において定める休日は含めない）とするべき  
16 である。

17 ただし、原則として、内科については~~6~~4月以上、外科、  
18 救急（麻酔科を含む）についてはそれぞれ3~~2~~月以上（但し、  
19 救急は連続した1月以上の期間と不連続の宿日直期間を合わ  
20 せて3~~2~~月以上でも可とする）、それ以外の必修科目につい  
21 ては、各分野1月以上の最低履修期間を確保することが必要  
22 である。これを満たしていない場合は、選択科目の期間を利用  
23 する等により、研修期間内に各科目の最低履修期間を満た  
24 すよう努めるべきである。

25

### 26 (3) 休止期間の上限を超える場合の取扱い

27 研修期間終了時に当該研修医の研修の休止期間が90日を  
28 超える場合には未修了とするべきである。この場合、原則と  
29 して引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90日を